

令和2年度ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター（以下「センター」という。）は、山形県からの助成金を財源に、県や市町村、民間団体等と連携して、移住者に対して予算の範囲内において家賃補助金を交付することにより、移住者の経済的負担を軽減し、本県への移住・定住の促進を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **移住者** 進学、転勤以外の目的で本県に転入し、県外から本県内の市町村に住民票を登録した者をいう。
- (2) **家賃** 民間賃貸住宅所有者と移住者との間で締結した賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費及び駐車場料金を除く。）をいう。但し、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該賃借料から住宅手当を控除した額とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、以下の条件を満たす移住者とする。

- (1) 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの期間に、県外から県内の市町村に転入すること。
- (2) 転入前に、以下のいずれかの公的相談窓口等を利用していること。

公的相談窓口等	所在地等
やまがたハッピーライフ情報センター	東京都千代田区有楽町二丁目10-1
(一社) ふるさと山形移住・定住推進センター	山形市鉄砲町二丁目19-68
山形県ひとり親家庭応援センター	山形市小白川町二丁目3-31
マザーズジョブサポート山形	山形市双葉町一丁目2-3
マザーズジョブサポート庄内	酒田市中町一丁目4-10
山形県ナースセンター	山形市松栄一丁目5-45
山形県福祉人材センター	山形市小白川町二丁目3-30
やまがたチャレンジ創業応援センター (商工会議所、商工会)	県内各商工会議所、各商工会
山形県プロフェッショナル人材戦略拠点	山形市城南町一丁目1-1
山形県信用保証協会	山形市城南町一丁目1-1
山形県Uターン情報センター	東京都千代田区平河町二丁目6-3
やまがた21人財バンク	山形市城南町一丁目1-1

山形県若者就職支援センター	山形市城南町一丁目 1-1 (本部)
(公財)やまがた農業支援センター	山形市緑町一丁目 9-30
(一社)山形県農業会議	山形市緑町一丁目 9-30
山形県林業労働力確保支援センター	山形市大字長谷堂字馬場 2265
山形県漁業就業者確保育成センター	酒田市山居町二丁目 14-23
山形県漁業協同組合	酒田市船場町二丁目 2-1
移住先の市町村の移住、新規就農、Uターン就職、住まい、教育、子育てほか移住に関する相談窓口	県内各市役所又は役場
その他、センターの理事長が特に認める公的相談窓口等	—

- (3) 会社等の転勤・進学による異動でないこと。
- (4) 本県に定住する意思を有すること。
- (5) 世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力の構成員でないこと。

(補助対象住宅)

第4条 ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる住宅は、補助対象者本人が契約者となり、移住に際し、自己の居住のために新たに賃貸する住宅とする。但し、次に掲げる住宅を除く。

- (1) 県営、市町村営の賃貸住宅
- (2) 社宅、寮などの雇用主から貸与される住宅
- (3) 3親等以内の親族(又はその親族が経営する法人)が所有する賃貸住宅

(補助金の額及び交付対象期間)

第5条 補助金の額は、1か月当たり1万円とする。但し、当該家賃額が1万円を下回る場合は、当該家賃額(千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)とする。

- 2 補助金の交付対象となる期間は、24か月を限度とする。
- 3 前項に規定する交付対象期間は、転入した日の属する月の翌月から起算するものとし、令和2年度については、令和2年4月から令和3年3月分の家賃のうち、交付対象期間分の家賃を一括して交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、年度ごとに理事長に提出しなければならない。

- (1) 住民票(続柄及び世帯主の記載されたもの)の写し

- (2) 住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) その他センターの理事長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 センターの理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは、ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことと決定したときはふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じた場合は、ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金内容変更承認申請書兼ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金変更交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、センターの理事長に提出しなければならない。

- 2 センターの理事長は、前項の申請により補助金の額又は補助金の交付期間を変更することと決定したときは、ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定により補助金の交付期間を変更する場合において、転居等により家賃の月額的全額を支払わない月があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付請求等)

第9条 交付決定者は、令和3年3月10日までにふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金請求書（様式第6号）に家賃等の支払いを証明する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金確定通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとし、令和3年3月31日までに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 理事長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が県外へ転出したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めるとき。
- (3) その他理事長が必要と認めるとき。

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 理事長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(補助金の重複交付の禁止)

第11条 補助金の交付を現に受けている者又はすでに受けた者は、新たに補助金の交付を受けることができない。

(情報の提供)

第12条 センターは、この事業の目的の範囲内において、必要に応じて県、市町村及び関係機関に情報を提供する場合がある。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年8月3日から施行する。